

重度心身障がい者 ひとり親家庭等 子どもへの 医療費助成



問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎ 32-2216

□対象者

①重度心身障がい者

- 「身体障害者手帳」1～3級(3級は内部障がいに限る)の方。
- 療育手帳「A」の方、または知的障がい「重度」と判定(診断)された方。
- 「精神障害者保健福祉手帳」1級の方。

※所得額によっては対象者とならない場合があります。

②ひとり親家庭等

- 18歳になる年度末(3月31日)までの子どもを扶養または監護している、ひとり親家庭等の父または母。[18歳以降もお子さんを扶養する場合、引き続き助成を受けられることがあります。]
- ひとり親家庭等の子ども(18歳になる年度末(3月31日)まで)。[18歳以降も保護者に扶養される場合、引き続き助成を受けられることがあります。]

※所得額によっては対象者とならない場合があります。

③子ども

- 18歳になる年度末(3月31日)までの子ども。

□助成の範囲

入院・通院・訪問看護・柔道整復などの医療費(「精神障害者保健福祉手帳」1級の方の場合、入院は対象外。ひとり親家庭等の父または母の場合、入院・訪問看護のみ対象)。

※薬の容器代・文書料・食事代などや保険外診療は、助成の対象となりません。

□自己負担額

- 市民税課税世帯の方…医療費の1割(ただし、1カ月の自己負担額が通院18,000円(年額144,000円)、入院で57,600円(多数該当の場合44,400円)を超えたときは、超えた分の医療費助成を受けることができます。)
- 市民税非課税世帯の方…初診時一部負担金(内科580円、歯科510円、柔道整復270円)
- 18歳になる年度末(3月31日)まで…自己負担なし(無料)

□病院窓口などで医療費助成を受けられなかった場合

18歳になる年度末(3月31日)までの子どもについては、受給者証を病院窓口などに提出すると、原則、その場で医療費が無料になりますが、適用とならない病院などもあります。その場で無料にならなかったときは、領収書・印鑑・保険証・振込先口座を持参の上、市役所で申請手続きをしてください。

18歳になる年度末(3月31日)までの子ども以外の受給者についても、それぞれの自己負担額を超える医療費を負担したときは、領収書・印鑑・保険証・振込先口座を持参の上、市役所で申請手続きをしてください。

□今年8月以降の受給者証について

- 重度心身障がい者・子ども医療費受給者証
→7月下旬に送付。更新手続き不要
 - ひとり親家庭等受給者証
→更新手続き必要(対象者に案内しています。)
- ※現在使っている受給者証は、一部を除き、有効期限が7月31日までとなっています。

市役所・一部公共施設 敷地内全面禁煙に

7月1日から、市役所庁舎と一部公共施設の敷地内は駐車場を含め全面禁煙となります(駐車場車内での喫煙、加熱式たばこによる喫煙も禁止となります)。受動喫煙防止にご理解とご協力をお願いします。



【敷地内禁煙となる施設】

- 市役所庁舎、茂尻支所、平岸連絡所
 - 文京保育所、若葉保育所、文京児童館、豊里児童センター、赤平児童館、茂尻児童館、平岸児童館、子育て支援センター
 - 平岸コミセン、ふれあいホール、コミセン別館
 - 東公民館、市民プール、図書館
- ◎市立病院、小中学校、幼稚園はすでに敷地内禁煙となっています。

第6次 赤平市総合計画 策定に伴うアンケートと 公募委員 募集のお願い

申込み・問合せ 企画課企画調整係 ☎ 32-1834

まちづくり市民アンケートにご協力を

6月20日に、18歳以上の市民2000人を対象とした「市民アンケート」を送付しました。計画に意見を反映させるため、市民の意識やまちづくりの意向などを伺っています。

「市民アンケート」を受け取った方は、宛名のご本人が回答の上、7月8日(月)までに同封の返信用封筒に入れて郵便ポストにご投函くださいますようお願いをお願いします。



「赤平市総合計画」は、将来に向けた赤平市のまちづくりがどうあるべきかについて、その基本となる方向性を位置づける計画です。第6次総合計画は令和2年度から11年度までの10カ年計画となります。

まちづくり市民会議公募委員の募集

広く市民の意見などを反映させるため、市民会議に参加していただく公募委員を募集します。

内容 総合計画策定にあたり、提言や意見を述べていただきます。

資格 市内居住者または市内に勤務されており、積極的に会議に参加していただける方。

会議 月1～2回程度(18時から2時間程度)。

報酬 報酬や交通費は支給されません。

応募締切 7月19日(金)

赤平市都市計画 マスタープラン 見直しに伴うアンケート 協力をお願い

問合せ 建設課都市計画担当 ☎ 32-1821

「赤平市都市計画マスタープラン」は、おおむね20年後の将来像を明らかにし、土地利用や道路、公園などの整備の方向性を示すもので、赤平市における都市計画の基本となる計画です。

18歳以上の市民2000人を対象に郵送によるアンケート調査を行います。アンケート用紙が送られた方は、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

水害・土砂災害の防災情報の
伝え方が変わります。

警戒レベル4で 全員避難

6月から、5段階の『警戒レベル』を用いた避難情報が発令されます。

警戒レベル3は「避難準備・高齢者等避難開始」。警戒レベル4で「避難勧告または避難指示(緊急)」が発令されて全員避難となりますので、警戒レベル5の「災害発生情報」が発令される前までに全員避難が完了するようにしてください。

警戒レベル3以上が発令された場合、自らの命は自ら守る意識をもって、防災気象情報を参考にして適切な避難行動をお願いします。

問合せ 防災対策係 ☎ 32-2211

警戒レベル	避難行動など	避難情報など
警戒レベル5	すでに災害が発生している状態です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 [市が発令]
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) [市が発令] 
警戒レベル3 高齢者などは 避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児など)とその支援者は、避難をしましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 [市が発令]
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報など [気象庁が発表]
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 [気象庁が発表]